

平成23年度保健福祉部高齢介護課執行目標中期進捗表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	進捗 状況	達成済の結果	年度内の達成に向けた計画
1	<p>介護保険事業計画の策定</p> <p>平成24年度から3年間の介護保険事業等の展開について、目標・課題・取り組み方向を示し、介護サービス量と保険給付費を見込んだ中で、事業推進方を明記する。</p>	<p>介護保険事業計画等策定委員会を開催し計画の検討を行っていただく。10月には素案を示し、12月にパブリックコメントを実施、1月に保険料を示し、2月で計画策定を完了する。</p>	○	<p>介護保険事業計画等策定委員会を2回開催し、次回はパブリックコメント案を検討予定。</p>	<p>年度内に答申をいただき保険料の決定をしていく。</p>
2	<p>在宅介護支援センターの充実</p> <p>市内に4ヶ所ある、在宅介護支援センターの地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の相談支援業務の充実を図る。</p>	<p>在宅介護支援センターの業務を明確化し、地域包括支援センターのサブ施設としての役割を明確にしていく。</p>	○	<p>地域ケア推進会議やネットワーク会議において、連携や情報共有を進めており、相談や訪問活動等が行われてきている。</p> <p>住民に対しても啓発活動時や広報等を通じ、相談窓口の周知に努めている。</p>	<p>サブ機能の充実と周知を進めていく。</p>

3	二次予防事業の推進 国の指針に従って二次予防高齢者の把握の推進を行い介護予防事業の効果を上げていく。	対象者の把握率向上を図るための対策を講じて、予防事業参加者を増加していく。	○	介護支援専門員や看護師を雇用して調査票未提出者の把握業務を推進している。	把握調査により、支援等が必要な人を見つけ出し、必要なサービス提供につなげていく。
4	介護保険料収納率の向上 納税者等の不公平感をなくし、財政運営を安定化させるため、未納者への対策に取り組む。	現在の収納率88.9%を90%台に乗せる対策として、 ・毎月の督促状に合わせて、3ヶ月に一度未納者に通知を送付する。 ・訪問徴収を定期的に行う。	○	適宜訪問徴収を実施している。	12月に1期から5期の未納者に通知を送付する予定をしている。年度内に2回目の通知を行い、訪問を実施していく。

※進捗状況の欄は、既に達成済の場合は◎、年度内に達成する見込の場合は○、年度内に達成できない場合は△を記入すること。